

令和2年度第1回福岡県性暴力対策会議議事概要

1 日時・場所

日時：令和2年10月27日（火）14時～15時10分

場所：福岡県中小企業振興センタービル202会議室

2 出席者

別紙「福岡県性暴力対策会議委員名簿」のとおり

3 議事概要

議題1 福岡県性暴力対策会議の運営等について

(1) 座長の選出について

松浦委員を座長に選出。

(2) 運営方針（案）について

福岡県性暴力対策会議運営方針（案）のとおり承認。

議題2 条例に基づく具体的施策の実施状況について

○ 資料5「性暴力根絶条例に基づく具体的施策の実施状況について」により、事務局から説明を行った。

○ 委員により、以下の議論が行われた。

※ ●は委員からの質問・意見 ◎は座長の発言 →は事務局からの回答

（性暴力対策アドバイザー派遣事業について）

● 性暴力対策アドバイザー派遣事業について、受講生徒の感想や、アドバイザーが講義を実施しての感触等分かれば教えてほしい。また、指針の広報について、子ども向けにインターネットを利用した広報等は検討しているか。

→ 受講生徒の感想については、子どもや教員向けのアンケートを集計のうえ、委員の皆様にご紹介したい。指針の啓発については、県ホームページの活用は想定しているが、ご指摘の点も踏まえて事務局で検討したい。

● スーパーバイザーとして、また、アドバイザーとして本事業に関わる中で、子ども達が新しい知識を得て目を輝かせて聞いている姿がとても印象的である。アンケートの一部では、「人の気持ちを考えられるようになった」とか「何かあったときに相談できる先を知った」とあり、非常に子ども達の力になっていると感じる。この福岡県の取組は、全国的にも先進的で注目されているため、今以上に進んでいくことを期待している。

議題3 「性暴力根絶に向けた指針」について

○ 資料7『「性暴力根絶に向けた指針」の策定について』、資料8「性暴力根絶に向けた指針（案）」、資料9「性暴力根絶に向けた指針案に対する意見」により、事務局から説明を行った。

○ 委員により、以下の議論が行われた。

※ ●は委員からの質問・意見 ◎は座長の発言 →は事務局からの回答

(同意があるとは言えない例について)

- 18歳未満の者でも、同意ができる人が実際同意していればこの対象にはならないのではないか。子どもの定義について、子どもの権利条約を引用して「18歳未満」と定義しているが、条例で既に定義されているものなので、不要なのではないか。
 - 子どもに対する性暴力に関連して、刑法上の性交同意年齢の議論があるが、この指針はあくまで県民に対する教育・広報・啓発のためのものなので、法律上の議論は扱わずに分かりやすい内容とすべきではないか。
 - 参考資料に記載のあるスウェーデンのレイプ罪は、性行為に対する自発的参加の有無を基準とするよう法改正が行われているが、刑事手続きの中で被害者が自発的参加の有無を問われるため、懸念の声もあったと聞いている。それでも法改正したのは、教育・広報をも目的としていたためとのこと。この考え方は福岡県のこの指針や啓発と重なるところであり、この条例や指針の中で、望まない、同意のない性的行為が性暴力であると定義することは非常に意味のあることである。
- ◎ 皆様の意見を踏まえて、事務局で文言を検討していただきたい。